

令和2年8月4日

お客様各位

越後交通株式会社

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期券の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、通学先の小学校・中学校・高校・特別支援学校等が休校となった場合の通学定期券についてお客様のお申し出により当面の間、下記の通り取り扱うことといたします。

記

1. 対象となる方

令和2年8月4日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため通学先の学校が休校措置を講じ、その学校へ通学するための通学定期券をご利用の方で、且つ購入窓口へお申し出いただいた方。（高速バスは除く）

2. 対応及び方法について

①期間延長

継続で通学定期券を購入される場合、休校期間日数分を次回の有効期間満了日に加算し、通用期間を延長いただけます。

継続しない場合は満了日を延長し、再発行いたします。

②払い戻し（部活・クラブ活動含む学校活動再開前日までに購入窓口ご来店に限ります）

払い戻しを希望される場合、休校開始日を払い戻し請求日とみなし、通学定期券の残りの有効期間がある場合、次の計算式により払い戻しいたします。ただし、使用日数日により払い戻し額が無い場合もございます。

【払い戻し額計算式】

定期券額－片道運賃×（片道定期の場合1、往復定期の場合2）×使用日数－手数料

[計算例はこちらをクリック](#)

再発行及び払戻し手続きの場合は、所定の手数料がかかります。またお手続きは通学定期券及び学生証をご購入いただいた窓口へお持ちください。

以上